

令和4年6月1日以降の公告案件より適用

令和4年5月18日

入札参加業者の皆様へ

大阪府都市整備部住宅建築局公共建築室

最低制限価格制度で施行する工事の「最低制限価格の算定式」の取り扱いについて

標記については、以下のとおりお知らせします。
なお、価格は全て税抜きとします。

〔最低制限価格の算定式〕

下記の1～4の合計額

1. [直接工事費－ (直接工事費×10%)]	× 97%
2. 共通仮設費	× 90%
3. [現場管理費＋ (直接工事費×10%)]	× 90%
4. 一般管理費等	× 68%

〔設定範囲〕

予定価格算出基礎額の75%から92%の範囲

※ただし、専門工事として発注する浴槽設備工事については、予定価格算出基礎額の75%とする。

〔最低制限価格の算定式の適用にあたっての注意点〕

公共建築室が発注する建築工事、建築設備工事及び土木工事等における直接工事費は、直接工事費と現場管理費相当額で構成されているため、直接工事費から現場管理費相当額(直接工事費に10%を乗じた額)を減じた額を直接工事費とし、現場管理費に現場管理費相当額(直接工事費に10%を乗じた額)を加算した額を、現場管理費として上記の算定式に適用することとします。

《直接工事費、共通費の算定について》

直接工事費、共通仮設費、現場管理費、一般管理費等の項目及び算定方法は『[大阪府公共建築工事積算基準 \(大阪府都市整備部住宅建築局公共建築室\)](#)』及び『[大阪府公共建築工事共通費積算基準 \(大阪府都市整備部住宅建築局公共建築室\)](#)』によります。

《ランダム係数処理について》

最低制限価格については、「大阪府総務部契約局建設工事予定価格等算定要領」第7条及び第8条ならびに「予定価格等のランダム係数処理基準」第4条に基づきランダム係数処理を行います。